

令和8年度 千葉県奨学生 予約募集

☆ 千葉県では、高等学校等に在学中、経済的負担を軽減し安心して学習できるように、奨学資金の貸付け（無利子）を行っています。

<千葉県奨学生の予約募集とは>

高等学校等入学後に千葉県奨学資金の貸付けを希望する方に対し、中学校在籍中に家計基準等の審査を行う制度です。

予約奨学生となった場合も、高等学校等に入学後、貸付けの申請手続が必要ですが、入学後に初めて申請する場合（一次募集）より、初回振込時期が早くなります。（貸付総額は変わりません。）

【申請方法】 在学する中学校の先生から書類を受け取り、記入して先生に提出してください。
※学校の推薦が必要です。必ず在籍する中学校に提出してください。

【資格】 ※生徒本人が借ることになります。（高校卒業後の返還も生徒本人が行います）
①保護者が千葉県内に住所を有する者。
②修学意欲があり、かつ、性行が正しい者。
③経済的理由により修学が困難な者（以下の【収入基準】を参照）。
④「母子及び父子並びに寡婦福祉資金（修学資金）」の貸付けを受ける予定のない者。

【収入基準】 収入金額の合計が、千葉県教育委員会の定める採用の収入基準額以下であること。
〔収入の目安〕

区分	給与収入	営業所得等
4人世帯 ※父母・高校生（申請者本人）1名・中学生1名の場合	665万円	291万円
5人世帯 ※父母・高校生（申請者本人）1名・中学生1名・小学生1名の場合	784万円	376万円

（注）家計支持者（原則として父母。父母がいない場合は代わって家計を支えている人）の収入・所得の合計。

※予約募集の場合、まだ進学先が決定していないため、国公立・私立のいずれに進学を予定する場合でも、上記の目安額で審査します。高校入学後に一次募集で申請をする場合、状況によっては目安額が変わる可能性があります。
※世帯構成により目安となる金額は変わります。

【貸付月額】 高校入学後に下表から希望額を選択。

国公立	私立
10,000円	10,000円
20,000円	20,000円
	30,000円

※自宅外通学の場合、月額5,000円の加算を希望できます。

※国公立の高等学校等に在学している場合、世帯収入によっては、貸付月額に7,000円の加算を希望できます。



【貸付条件】 予約奨学生に決定された場合、高等学校等進学後に改めて申請する際に、「連帯保証人（親権者）1名」及び「保証人（別生計の成年者）1名」が必要です。

【貸付期間】 令和8年4月分から卒業するまで（正規の修学期間のみ）。
※貸付期間中であっても、千葉県の貸付基準を満たさないと判断した場合、貸付けを打ち切ることがあります。

【貸付方法】 原則として、指定の口座に毎月振り込みます。
※初回貸付時など、審査が必要な場合には、審査終了後に複数月分を貸し付けます。

【返還方法】 貸付終了月の翌月から6か月を経過した後、規定の年数（10～14年）以内で、毎月払い、半年払い、年払いのいずれかで返還していただきます。（無利子）

申請期限は、令和7年10月14日（※）です。

上記期限までに草野に申し出てください。「奨学資金貸付予約申請書」をお渡しします。「奨学資金貸付予約申請書」と家計支持者（親権者）の令和6年分の収入を証する書類（令和7年度課税証明書、令和6年分源泉徴収票等）を10月31日（金）までに提出していただきます。

へんかんゆうよ 返還猶予制度とは…？

高等学校等卒業のときに返還計画を立てます。
借りた金額により、返還の期間が変わります。

卒業

※80万円以下の場合：10年以内
80万円を超え110万円以下の場合：12年以内
110万円を超える場合：14年以内



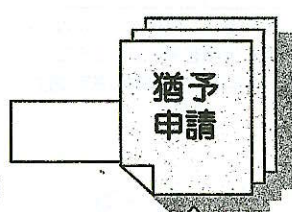
卒業後に返還が始まり、毎月払いや半年払いなど、
分割して返還※します。

就職

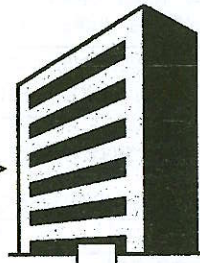
※月2万円を3年間借り受けた場合、合計で72万円となり、
最長で毎月6,000円×10年間で返還となります。

一時的に返還が難しくなったら
どうすればいいの？

きちんと手続きをすれば、
返還を猶予※できます！
※返還時期を先送りすること。



提出



猶予決定

猶予再申請※

状況が改善しなかったら…

状況が改善したら…

※猶予の再申請について
猶予が当初の期間をこえて自動で継続することはありません。
継続して猶予したい場合、必ず再申請が必要です。

返還再開

GOAL！

返 還 完 了

猶予できる理由	猶予期間
①高校在学中	正規の修学期間
②上級学校（大学・専門学校等）に進学、または在学中	正規の修学期間
③上級学校へ進学するため勉強中	1年
④災害により住宅等が被害を受けた場合	教育委員会が認める期間
⑤病気により一時的に就業できない場合	教育委員会が認める期間
⑥生活保護受給中である場合	1年
⑦経済的理由により返還が困難な場合（収入が基準額以下の場合） （返還者本人の給与所得が230万円以下で、かつ生計を一にする親及び配偶者の給与所得が300万円以下の場合）	1年